

■ 申告に必要なもの ■

- ①マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類及び身元を確認できる書類
 - ◆マイナンバーカード → マイナンバーカードだけで、本人確認(マイナンバーと身元確認)が可能です。写しを取る時は、表面と裏面の両面が必要です。
 - ◆マイナンバーを確認できる書類(通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書のうちいずれか1つ)
 - ◆身元確認書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など顔写真付きのものは、いずれか1つ。健康保険証、介護保険証、年金手帳など顔写真の付いていないものは、いずれか2つ)
- ②印鑑(スタンプ式以外の朱肉を使用するもの)
- ③申告書(税務署・市から届いている人はそれを使用してください。)
- ④申告者名義の口座番号(所得税の確定申告により還付金が生じる人は、本人名義の口座番号が必要になります。)
- ⑤収入を証明する書類
 - ◆平成30年中に支払を受けた給与、公的年金、企業年金などのすべての源泉徴収票(原本)
※給与明細では受付できません。源泉徴収票が必要です。
 - ◆平成30年中に支払を受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書
 - ◆事業所得や不動産所得の収支内訳書
- ⑥控除を証明する書類(書類がない場合は控除できません。)
 - ◆生命保険料(一般用・個人年金用・介護医療用)、地震保険料などの控除(払込)証明書
 - ◆国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の支払証明書
 - ◆寄附金の内訳、寄附先、寄附金額等の分かる書類

※ふるさと納税のワンストップ申告特例の手続きをした寄附金分の証明書も必要です。
(ワンストップ申告特例は、申告しない方のみ適用されます。申告される方はワンストップ申告特例手続きをした寄附金についても、寄附金控除に含めて申告する必要があります。)

 - ◆医療費明細書
 - ※事前に医療費の合計額をまとめた医療費明細書を作成してください。
 - 事前の作成がない場合、申告を受け付けられないことがあります。
 - ◆その他控除を受けるのに必要なもの